

監理費

①監理費の種類		②徴収額	③支出額	④備考
職業紹介費	人件費	0 円	円	
	交通費	実費	円	立替分を実費のみ徴収
	外国の送出国機関へ支払う費用	0 円	円	
	その他 ()	0 円	円	
講習費	施設使用料	21,000 円	円	入国時徴収
	講師及び通訳への謝金	15,000 円	円	入国時徴収
	教材費	13,000 円	円	入国時徴収
	技能実習生に支給する手当	40,000 円	円	入国時徴収
	その他 (備品・雑費等)	1,000 円	円	入国時徴収
	その他 (現地講習費)	18,000 円	円	人選後徴収
監査指導費	人件費	150,000 円	円	入国後 12 ヶ月分割徴収
	交通費	79,000 円	円	入国後 12 ヶ月分割徴収
その他 諸経費	事務費・通信費・雑費等	36,000 円	円	入国後 12 ヶ月分割徴収
	減価償却費・車両費・地代家賃	35,000 円	円	入国後 12 ヶ月分割徴収
	現地手続費	40,000 円	円	人選後徴収
	送出し機関管理費	120,000 円	円	入国後 12 ヶ月分割徴収
	技能検定費	22,000 円	円	受験時徴収
	雇入れ健康診断費	実費	円	立替分を実費のみ徴収
	技能実習生保険	実費	円	立替分を実費のみ徴収
合計	590,000 円	円	費用については適切に清算し 自費を徴収する。	

(注意)

- 1 監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類についても、規則第 39 条において実費に限る旨が規定されているため、特段の理由がない限り、徴収額と支出額が一致することが原則であることに留意すること。
- 2 実費については監理団体の決算等により事後的に確定する部分もあるため、監理費管理簿の対象期間と監理団体の決算等の対象期間を可能な限り一致させるようにし、収支状況については対象期間の満了後速やかに記載を行うこと。